

議案第 45 号

第 5 次多可町行財政改革大綱の策定について

第 5 次多可町行財政改革大綱の策定について、多可町議会基本条例（平成 24 年多可町条例第 23 号）第 10 条第 1 項第 9 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

多可町長 吉 田 一 四

第5次 多可町行財政改革大綱(案)

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7年 月
多可町

< 目 次 >

はじめに	P. 1
第5次多可町行財政改革大綱体系図	P. 2
計画期間	P. 3
多可町の現状と課題	P. 3
基本方針と重点項目	P. 5
Ⅰ. 時代に即した行政組織	P. 5
1. 職員配置の適正化	P. 5
2. 職場環境の整備・職員の能力開発	P. 6
3. 市町連携の推進	P. 6
Ⅱ. 持続可能な財政経営	P. 7
1. 持続可能な財政運営	P. 7
2. 財源の確保	P. 8
3. 公共施設等の適正な管理・運営	P. 8
4. 事務事業の効率的効果的な実施	P. 10
5. 公営企業等の経営健全化	P. 11
Ⅲ. DXの推進	P. 12
1. 窓口改革	P. 12
2. 業務効率化	P. 12
Ⅳ. 地域共生社会の実現	P. 14
1. 住民主体のまちづくり	P. 14
2. 情報の共有体制の充実	P. 15
推進体制	P. 16
参考資料	P. 17

はじめに

多可町行財政改革大綱は、今回の改訂で5回目を迎えます。前回の第4次行財政改革大綱（令和2（2020）～6（2024）年度）では、「Ⅰ．時代に即した組織体制づくりと職員の意識改革」、「Ⅱ．健全な財政経営」、「Ⅲ．住民協働による連携」の3本柱（取組項目数46項目・実施計画項目60項目）の改革に取り組んできました。その結果、定員適正化計画に基づく職員の削減や事務事業の見直しを中心に、令和5（2023）年度までに実施計画項目41項目を達成し、一定の財政効果を上げています。

しかしながら、人口減少、少子高齢化をはじめ様々な社会情勢の変化により、本町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、これに伴って、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心の高まりなど、行政ニーズの多様化・複雑化が進み、より迅速で適切な対応ができる行財政経営が強く求められています。

このため、職員一人ひとりがそのニーズを的確に捉え、行政経営の公平性、透明性を高め、住民皆さんに対する説明責任を果たしながら、住民と同じ目的に向かって相互に協力、連携し、協働によるまちづくりを推進することが重要です。

一方加えて国では、「経済財政運営と改革の基本方針2023」の中で、国と地方の新たな役割分担等に触れ、「社会全体におけるDX※の進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について（中略）検討を進める」としたうえで、地方行財政改革に着実に取り組む手法として「デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率化や、公営企業の経営戦略改定の更なる推進など」を挙げています。デジタル社会の実現に向けて、国や事業者などと連携し、本町も、住民のニーズや利用率などを把握しながら、デジタルを利用した事務や個別施策の改善に取り組む必要があります。

よって、第5次多可町行財政改革大綱では、これまでの行財政改革の経過を踏まえながら、DXの視点を取り入れ、さらに行財政改革を推進することで、効率的かつ住民目線に立った健全な行財政基盤の確立を目指します。

このため本大綱では、4つの基本方針

『Ⅰ．時代に即した行政組織』

『Ⅱ．持続可能な財政経営』

『Ⅲ．DXの推進』

『Ⅳ．地域共生社会の実現』

に基づき、12の重点項目を定めました。そして重点項目ごとに、具体的な取組項目、その目標及び達成時期を明示した『第5次 多可町行財政改革実施計画』を定め、定期的な進捗管理で確実に行財政改革を行っていきます。

※DX：デジタル・トランスフォーメーションの略。デジタル導入は目的ではなく手段であり、単に業務をデジタルで置き換えるのではなく、業務の整理を前提とする。

第5次多可町行政改革大綱体系図

基本方針	重点項目	取組項目
Ⅰ．時代に即した行政組織	1．職員配置の適正化	(1) 適正な定員管理の促進 (2) 人材確保 (3) 各種委員会・審議会等の見直し
	2．職場環境の整備・職員の能力開発	(4) 働きやすい職場づくり (5) 人事評価制度の運用 (6) 人材育成の推進
	3．市町連携の推進	(7) 広域行政事務等の推進 (8) 市町連携事務による効率化
Ⅱ．持続可能な財政経営	1．持続可能な財政運営	(9) 中長期の計画的な財政運営 (10) 計画に基づいた事業運営 (11) 事務事業評価の推進
	2．財源の確保	(12) 債権管理 (13) 多可町ふるさと応援寄附金等の推進 (14) 公共施設使用料等の見直し
	3．公共施設等の適正な管理・運営	(15) 普通建設改良費の抑制 (16) 公共施設の運営管理 (17) 公共施設のLED化 (18) 公共施設マネジメント
	4．事務事業の効率的効果的な実施	(19) 補助金の見直し・各種事務局の見直し (20) イベント・ソフト事業の見直し (21) 地域交通 (22) 健診・予防接種、健康づくり事業の見直し (23) 障害者福祉年金の見直し (24) 子育て支援策の改善
	5．公営企業等の経営健全化	(25) 水道経営健全化の推進 (26) 下水道経営健全化の推進 (27) 特別会計の事務改善
Ⅲ．DXの推進	1．窓口改革	(28) 全庁的なDXの推進 (29) 行かない窓口・相談窓口 (30) オープンデータの推進 (31) 医療・介護DX
	2．業務効率化	(32) ペーパーレス化 (33) 出納業務の効率化 (34) 校務の効率化 (35) 事務改善
Ⅳ．地域共生社会の実現	1．住民主体のまちづくり	(36) 地域局業務の見直し (37) 地域共生社会の取り組み (38) 町土の保全 (39) 団体組織の見直し (40) 企業誘致と創業支援 (41) 学校の規模適正化 (42) 部活動の地域展開
	2．情報の共有体制の充実	(43) 住民との情報共有 (44) 防災時の広報のあり方 (45) たかテレビのあり方

●計画期間

第5次行財政改革の取組期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とし、大綱を着実かつ計画的に推進していくために、改革の具体的な項目を定めた実施計画を同様の期間で策定し、毎年検証を行います。

なお、大綱及び実施計画に掲げた取組項目以外についても、職員自ら創意工夫により絶えず見直しを行い、新たな行財政課題に対応できるよう、積極的に行財政改革の推進に努めます。

●多可町の現状と課題

令和5(2023)年、多可町での出生数は40人、死亡数は365人(外国人含む)でした。本町の総人口は昭和60(1985)年以降減少が続き、令和2(2020)年には2万人を下回り19,261人となっています。国立社会保障・人口問題研究所が令和5(2023)年に発表した人口推計によると、令和27(2045)年には令和2年と比べて44.9%減少し、10,617人になると予測されています。令和6(2024)年3月に策定された『多可町デジタル田園都市構想総合戦略(第3期総合戦略)(令和6～8年度)』では多可町の将来目標人口を「令和42(2060)年時点で9,700人」、直近の目標を「令和8(2026)年時点で17,500人」とし、「住みたいまち・住み続けたいまち」を目指して人口減少の流れを食い止める取組を行うこととしています。

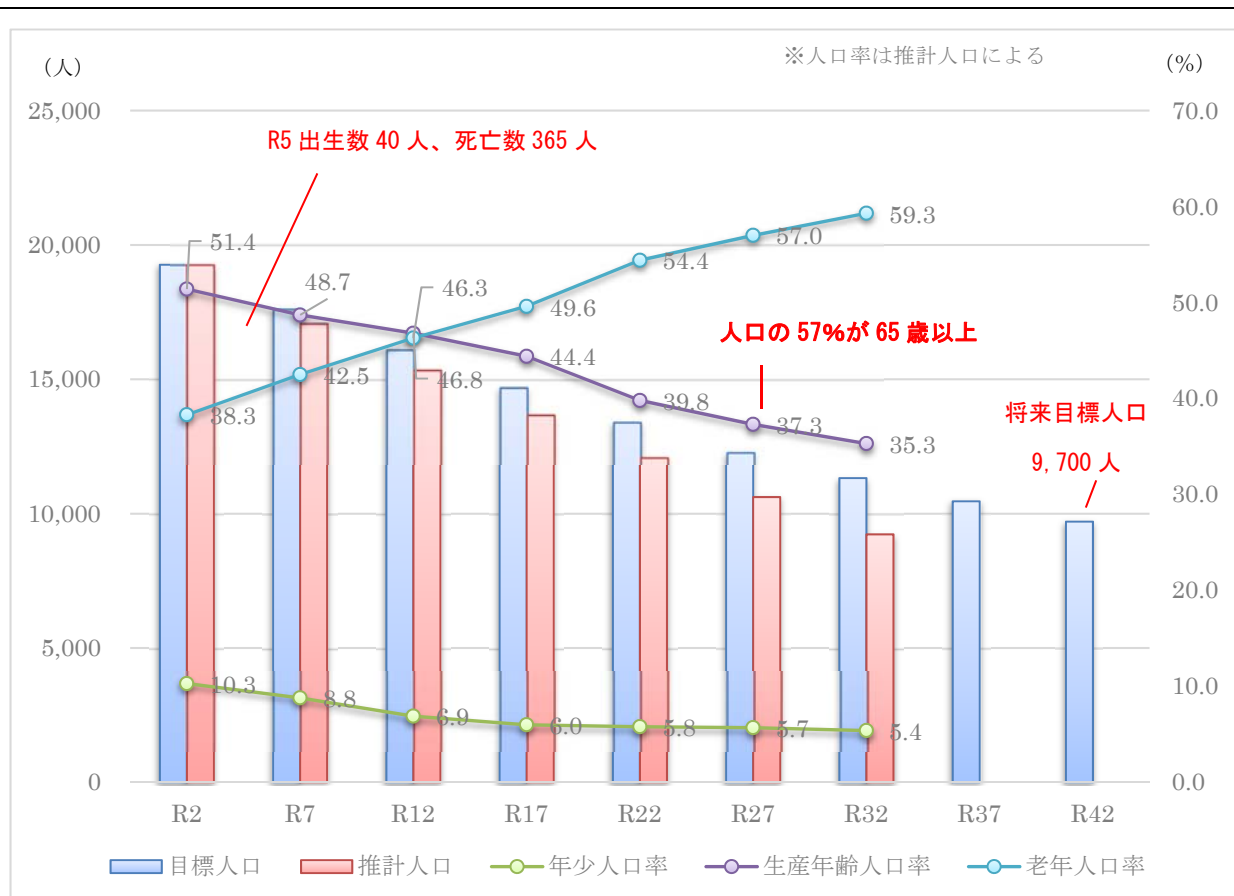
一方で令和27(2045)年には、目標人口であっても生産年齢人口が令和2年(2020)年の9,809人に比べ5,200人余り減少(4,602人)し、人口の57%が高齢者という時代が到来します。

このことは、行政経営における資源としての人・もの・お金がますます制約されていくことでもあります。令和6(2024)年、人口戦略会議が発表した「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」※のなかで、多可町は2014年に引き続き「消滅可能性自治体」※に分類されました。将来にわたり多可町が持続可能な地域としてあるために、住民も行政も、人口縮減時代に応じた行政サービスのあり方を構築する必要があります。

※令和6年・地方自治体「持続可能性分析レポート：令和5(2023)年に公表された「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づいて、有識者からなる「人口戦略会議」が、人口から見た全国の地方自治体の「持続可能性」について分析したもの。若年女性人口(20～39歳の女性人口)の将来動向に着目し、若年女性人口が2010年から2040年までの30年間で50%以上のスピードで急減する地域では、70年後には2割に、100年後には1割程度にまで減っていくことになり、こうした地域は最終的には消滅する可能性が高いのではないか、と推計している。

※消滅可能性自治体：上記レポートにおいて、「封鎖人口(出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果)」減少率は20～50%未満だが、「移動仮定(移動傾向が一定程度続くとの仮定)」減少率が50%以上である自治体。多可町は若年女性人口の封鎖人口△30.5%、移動想定△70.8%であり、「自然減対策も必要であるが人口流出の是正といった社会減対策が極めて必要」とされる消滅可能性自治体となっている。

(図1) 人口の推移と見通し



	目 標 人 口	推 計 人 口	年 少 人 口	生 産 年 齢 人 口	老 年 人 口
R 2 (2020)	—	19,261	1,982	9,905	7,374
R 7 (2025)	17,616	17,085	1,503	8,325	7,257
R 12 (2030)	16,112	15,357	1,059	7,190	7,108
R 17 (2035)	14,709	13,696	820	6,081	6,795
R 22 (2040)	13,424	12,115	707	4,821	6,587
R 27 (2045)	12,304	10,617	603	3,963	6,051
R 32 (2055)	11,324	9,228	496	3,262	5,470
R 37 (2060)	10,459	—	—	—	—
R 42 (2065)	9,704	—	—	—	—

目標人口：『多可町デジタル田園都市構想総合戦略』より
 推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

基本方針と重点項目

I. 時代に即した行政組織

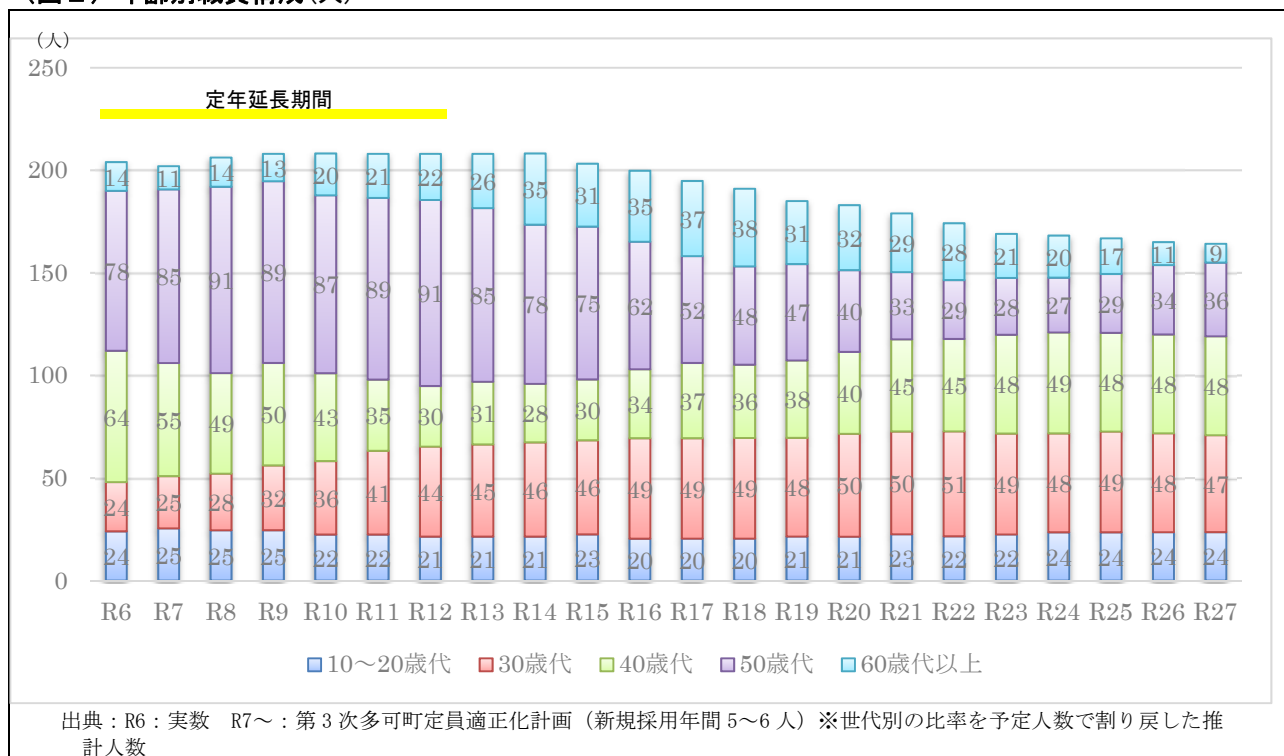
1. 職員配置の適正化

人口減少と少子高齢化が進行し、地域の経営資源（人・もの・お金）が制約される中で、公共サービスを的確に実施するためには、D Xによって自動化と省力化を進め、住民の利便性を向上させながら、より少ない職員で効率的に業務を処理する体制が不可欠です。

一方で、社会の変化に適切に対応するために、職員の数と質を確保していく必要があります。令和 6 (2024) 年現在、本町の職員構成では 40 歳未満の若年層が 23.5% となっており、令和 14 (2034) 年度以降は、職員の大量退職が一定期間続く見込みです。年齢の平準化を目的として一定数職員の採用を継続するため、しばらく増員となり、その後減少に転じます。

定年延長や会計年度任用職員の雇用内容の変化による職員の多様化、地域共生社会の実現に向けての地域と職員のあり方、D Xによる事務の効率化の検討などを行い、限られた人材を有効に活用します。特に会計年度任用職員については、令和 5 (2023) 年度人事院勧告で常勤職員に準ずる給与改定を行うとされたことから、現在の職務内容や配置を見直します。

(図 2) 年齢別職員構成(人)



2. 職場環境の整備・職員の能力開発

職場の風土や雰囲気は、職務意欲だけでなく、事務の効率化に大きく影響するとともに、人材確保や育成、能力開発のベースにもなることから、よりよい職場環境づくりを通じて、働き方の意識改革を図ります。

多様化・高度化する行政サービスに対応するためには、職員の情報発信力や企画提案力、分野を横断した施策を創造できる構想力等の能力を高める必要があります。慣習や前例にとらわれず、常に事務の改善・改革を意識し、新しい課題に積極的に取り組むことが求められています。

このため、階層別の研修においては、キャリア形成に繋がるような研修体系を構築するとともに、行政課題に対応できる研修を強化します。そして、職員一人ひとりがその責任と使命を自覚し、目標や課題に対し自ら学んでいけるよう、人材育成を進めます。

公務員としての高い倫理観を保持し、責任をもって誠実に職務を遂行することで、住民から信頼される、透明性の高い行財政経営を確立していきます。

3. 市町連携の推進

地方分権改革の中には、国から地方への事務・権限の移譲、地方公共団体の自治事務に対して国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けの見直し、地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等があります。また、地域の経営資源の制約に対応するためには、複数の地方自治体が、専門人材の確保・育成や公共施設の集約化・共同利用に連携して取り組む必要があるとされており、兵庫県や近隣市町とともに検証を進めます。

Ⅱ. 持続可能な財政経営

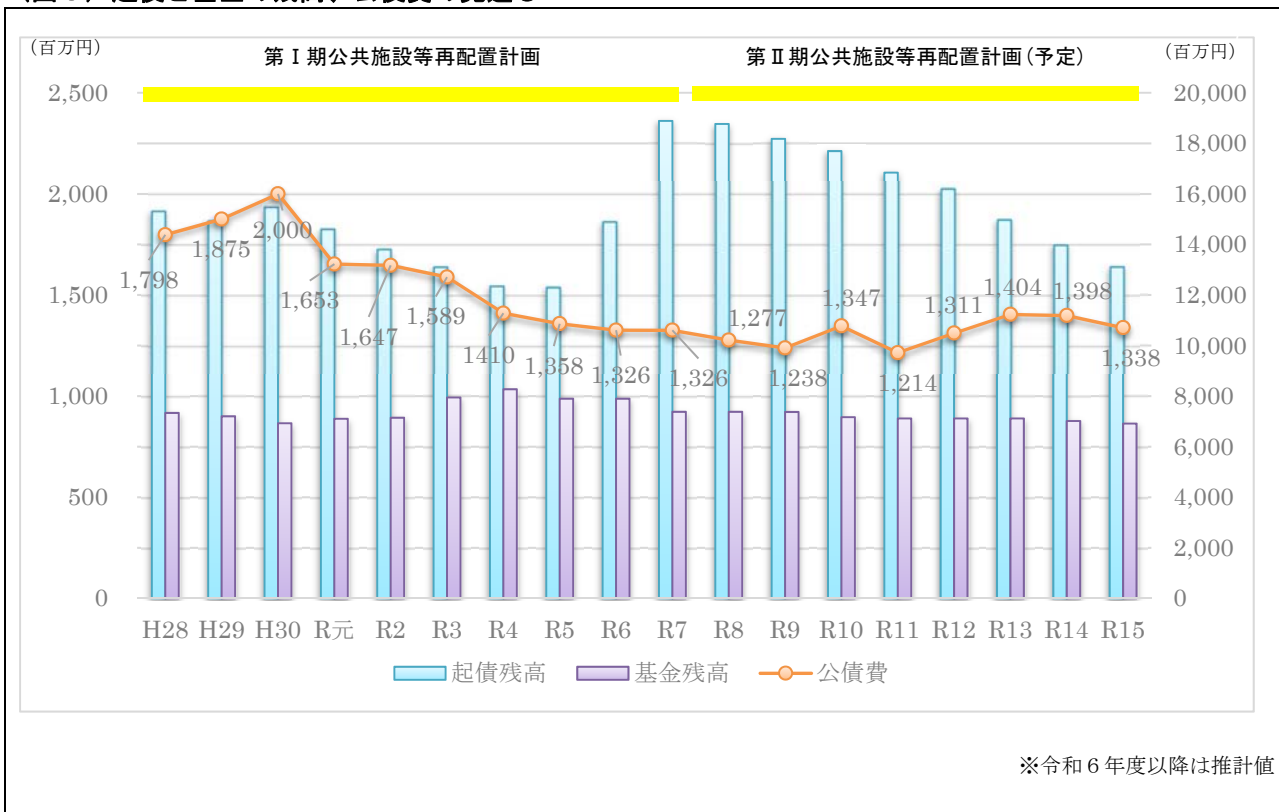
人口減に起因する少子高齢化対策や公共施設の修繕や統廃合、行政事務のデジタル化、防災への対応など、取り組むべき課題が山積し、さらには人手不足や物価の高騰による経常経費の影響も見込まれます。今後とも厳しい財政運営を余儀なくされることを職員一人ひとりが改めて認識し、基礎的自治体として持続可能なまちづくりに向けて効率的な行財政経営を目指さなければなりません。

1. 持続可能な財政運営

本町では、令和元(2019)年度から包括予算制度を導入し、一般財源枠を各課に配分して課長のマネジメントによる自立的な予算編成を行っており、見込まれる歳入の中での行政経営を行うことで町の財政の安定を図ってきました。

しかし、令和5(2023)年度から行っている「あすみる」「統合中学校」「新ごみ処理施設」などの大型プロジェクトが終了したのち、これらに関する起債の償還が令和11(2029)年ごろから始まり、義務的経費として歳出を大きく圧迫することが予想されます。必要な時期に必要な施策に確実に財源が充当できるよう、本計画の実施期間である令和11(2029)年度までに、将来を見据えた事務事業の見直しや効率化を行わなければなりません。

(図3) 起債と基金の残高、公債費の見通し



本町では、旧合併特例事業債や過疎対策事業債など交付税算入率の高い起債を活用

して基盤整備を行っており、類似団体より公債費が高い水準にあります。これらの起債の期限を勘案し、実質公債費比率の上昇を可能な限り抑えつつ必要な投資経費を確保すると共に、既存事業を常に見直し、経常経費の縮減に努めます。事業見直しによって生じた余剰を施設等整備基金や財政調整基金に積み立て、今後の起債償還に備えます。

2. 財源の確保

生産年齢人口の減少が進み、自主財源（地方税等）の減少傾向が続くことに加え、歳入の約半分を占める地方交付税の伸びが見込めない中、積極的に財源を確保する取り組みが必要です。町税については、負担の公平性を踏まえ引き続き適切かつ効率的な課税を推進します。公共サービスにおける受益者負担の適正化を継続するとともに、国・県の補助金制度の動向を的確に捉え、より有利な制度を選択することにより財源確保に努めます。

本町の持つ魅力を活かした「ふるさと多可町応援寄付金」は、ふるさとの特産品を活用した返礼品を送ることで地場産業の活性化も図ることもできる貴重な自主財源です。制度が延長となった「企業版ふるさと納税」とともに積極的に周知し、充実を図ります。

また、施設利用について、利用率に留意しながら、過度にならない程度の住民負担を検討します。町有財産の貸付や売却を推進し、歳入増を図る取り組みも進めます。

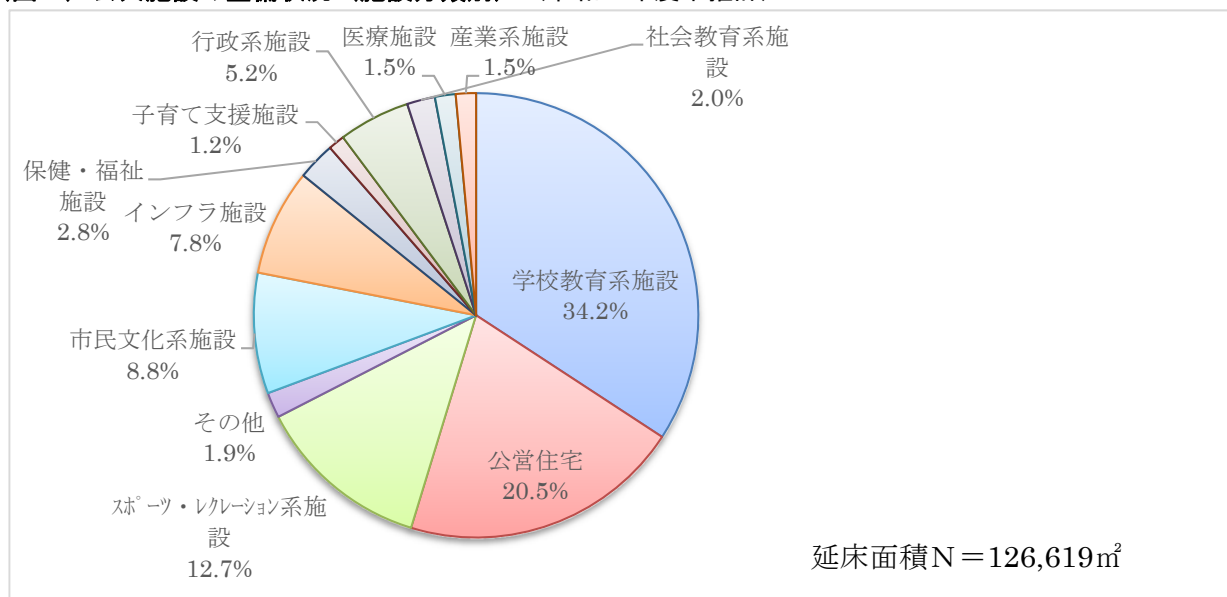
3. 公共施設等の適正な管理・運営

安定した財政経営を行っていくためには、今後の投資的経費の動向が大きな課題となってきます。平成 27(2015)年度に策定した「多可町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の現状及び将来見通しに基づき、適切な公共サービスの提供と財政負担の軽減・平準化を実現するために、公共施設の延床面積を今後 30 年間で 4 割削減する必要があるとしています。この目標を実現するために、平成 29(2017)年度に「多可町公共施設等再配置計画」を策定し、令和 7(2025)年度までの 10 年間を第 I 期として個々の施設のあり方を明記しました。

本町の公共施設等の多くが、合併前の三町が人口のピークを迎えた昭和 60 年代の終わりから合併直前の平成 16(2004)年までに整備されています。平成 27(2015)年度時点で 176 施設、総床面積 154,942 m²であり、平成 27(2015)年 10 月 1 日現在の町人口 22,064 人に対して、一人当たり 7.0 m²の延床面積となっていました。

そのまま全て保有し続けた場合の必要コストは、令和 27(2045)年までに 443.0 億円、年平均 14.8 億円になると試算されており、減少した人口に合わせて、公共施設等のあり方を引き続き検討していく必要があります。

(図4) 公共施設の整備状況(施設分類別) (令和6年度末推計)



(表1) 対象施設の延床面積の削減見込量 (令和6年度末推計)

対象施設	施設数	対象施設の総延床面積 (2018年2月現在)		第Ⅰ期削減見込量 (2016年～2025年)	
		面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)
①学校園・学童施設	13	47,583.40	31.4	－3,748.60	－2.47
②公営住宅	395	26,952.36	17.8	－986.57	－0.65
③供給施設	30	10,142.00	6.7	－322.00	－0.21
④庁舎(役場・プラザ)	3	7,705.60	5.1	2,088.90	1.38
⑤普通財産等(普通財産、倉庫、一時利用、使用貸借・賃貸借)	31	17,279.74	11.4	－11,941.75	－7.88
⑥それ以外の施設	62	41,868.37	27.6	－10,002.30	－6.60
計	534	151,531.4	100.0	－24,912.32	－16.44

これを受け『多可町公共施設等再配置計画(第Ⅰ期)』では、計画の最終年度である令和7(2025)年度までに、約16%の延床面積削減を見込んでいます。令和7(2025)年度には「あすみる」が完成し、中プラザや多可消防署など旧合併特例事業債を利用した施設の除却が始まります。令和8(2026)年度は多可中学校の建設などの大型プロジェクトが終了し、公共施設の面積に大きな変動が生じます。

今後は、日常点検によって得られた個々の施設の状況を加味しながら、多可町公共施設等再配置計画に従って、維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費を算出し、長寿命化や機能の保全・向上を図って必要コストの削減を目指していきます。

新たに必要となる施設や大規模改修が必要な施設については、費用対効果の検証を行い、町の負担を出来る限り軽減することに努めます。

また、加美中学校・八千代中学校の跡地活用の議論が、令和7(2025)年度から始まります。大規模な施設が普通財産となることから、利活用については、地域の皆さんと丁寧に話し合いを重ね、地域の活性化に向けた新たな拠点となるような有効活用を目指します。

4. 事務事業の効率的効果的な実施

行政改革の着実な推進を図るため、個別項目に対する具体的な取組に、進捗や成果がわかりやすい目標（成果指標）を設定し、PDCAサイクルにより毎年進捗状況・成果等を把握し、必要に応じて事業の継続や目標設定について見直します。

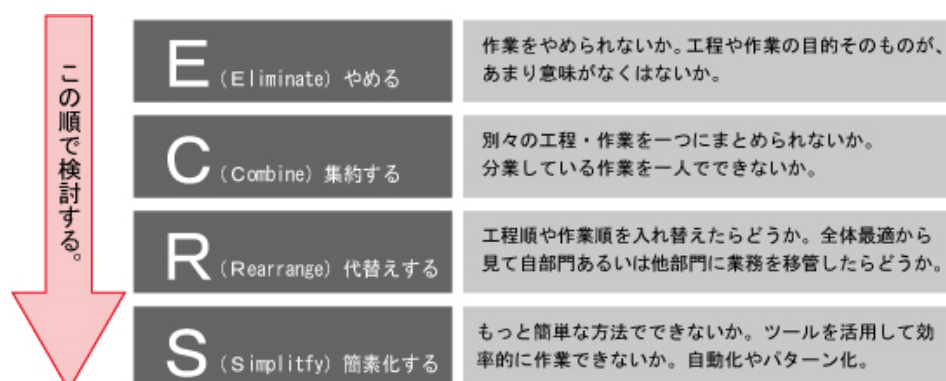
（図5）事業見直しの手法（PDCA）



また、これまでの行財政改革は、歳出削減型の改革を中心に実施されてきました。人口減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化など、課題が山積するなかで、PDCAにより見直すこととした事業の整理にあたっては、E C R S（やめる・集約する・代替えする・簡素化する）の観点をもって、事業内容や手法の見直しを図ります。

ただし、「やめる」にあたっては、必ず長期的な視野をもって検討を行い、「集約する」「代替えする」場合の企画、立案にあたっては、他課の既存事業を含めて見直しを行い、持続可能な行財政経営を実現します。

（図6）事業見直しの考え方（E C R S）



特に、長期にわたって継続している事業については、行政関与の必要性、目的達成度、施策推進に対する効果、代替手法の可能性等を総合的に検証し、継続の有無や再編について検討します。

補助金や負担金については、行政の責任分野、交付団体の設立目的、活動内容、経費負担のあり方等の視点から第4次大綱で策定した「補助金・負担金見直しの指針」に基づき検証していきます。各種行政サービスにおいても、利用に見合った応分の負担を求めることで、負担の適正化を図ります。なお、業務改善による費用（コスト）の変化や社会情勢等の変化により、受益者負担の適正基準は変わるため、必要に応じ検証・見直しを行います。

5. 公営企業*等の経営健全化

人口減少による料金や使用料収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大等、公営企業をとりまく環境は非常に厳しいものです。将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中長期的な視点に立って状況を的確に把握し、収支均衡に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

町では、「多可町水道事業経営戦略」「多可町下水道事業経営戦略」を令和5年度に策定したほか、アセットマネジメント※計画、ストックマネジメント※計画に基づいて、施設の統廃合等を進めています。また、経営基盤を強化し、効率的な経営を推進しつつ、公営企業形態でのサービス提供のあり方や広域化・民間的経営手法の導入について検討を行っていきます。

※公営企業：地方公共団体の行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので、当町の場合、水道事業、下水道事業が該当します。

※アセットマネジメント：施設（資産）に対し、管理に必要な費用、人員を投入し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営。

※ストックマネジメント：既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図るための技術体系や管理手法

Ⅲ. D Xの推進

自治体におけるD Xの取組は、地域の経営資源（人・もの・お金）が制約される中で、国の動向にあわせて公共サービスを的確に実施するためにI C T※技術を活用し、住民の利便性を向上させながらより少ない職員で効率的に事務を処理する体制を構築しようとするものです。

職員の減少が始まる令和15年頃までに多様化・複雑化する住民ニーズに柔軟かつ的確に対応出来るよう、全庁的にデジタル技術の活用による業務の効率化が必要です。

デジタル三原則※を基本に住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応などきめ細かに対応する必要がある業務に人材を配置して、持続可能な行政サービスの提供体制を確保する必要があります。

※ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

※デジタル三原則：行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な3つの考え方。①デジタルファースト（個々の手続き・サービスが一貫してデジタル上で完結する）、②ワンスオンリー（一度提出した情報は二度提出することを不要とする）、③コネクテッド・ワンストップ（民間のサービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する）の3つ。

1. 窓口改革

現在デジタル庁の旗振りにより、18項目のシステム標準化に取り組んでいますが、これ以外にも、行政のあらゆる分野において、デジタル技術やデータの活用により住民目線でのサービスや利便性の向上を目指します。申請書や届出書類の簡素化、各種行政手続きのオンライン申請等に必要なマイナンバーカードの取得も、引き続き推進します。

最終的な目標は、職員への相談を必要としない住民サービスは役場に「行かない」で済むように業務を改革することです。既にスマート申請や各種証明のコンビニ交付などは実施していますが、デジタルで済む業務はデジタル上で完結する取り組みを進めます。

スマホ教室を中心に、高齢者などへの情報通信機器の利活用支援も引き続き行うほか、最終的にはデジタルを介して住民が場所を問わずにサービスを受けられるよう、また職員が人と接することを大切にしながら、「だれ一人取り残さない」社会を目指します。

2. 業務効率化

これまで行ってきた窓口業務の見直しに加え、内部事務についても、デジタルでムリ・ムダを省くことを念頭にA I※や生成A I※、R P A※等のI C T技術を積極的に活用して自動化・省力化を図り、業務の効率化と正確性の確保を図ります。

また、デジタル化によって得られたデータを分析・活用し、企画立案につなげてよ

り質の高い行政サービスを持続可能な形で提供できるように努めます。

※A I : 「Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)」の略称で、「人工知能」の名称でも呼ばれている。ビッグデータをもとに、コンピュータが自ら判断する仕組みです。AI 単体で何かをするのではなく、他のシステム等に組み込むことで応用するケースがほとんどです。

※生成A I : さまざまなコンテンツを生成できるA I のことです。従来のA I が決められた行為の自動化を目的とするのに対し、生成A I はデータのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することを目的としています。

※R P A : 「Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略称。業務内容を覚えさせ、それを自動的に繰り返すのがRPAの基本的な仕組みのため、定例的な業務に適しています。

IV. 地域共生社会の実現

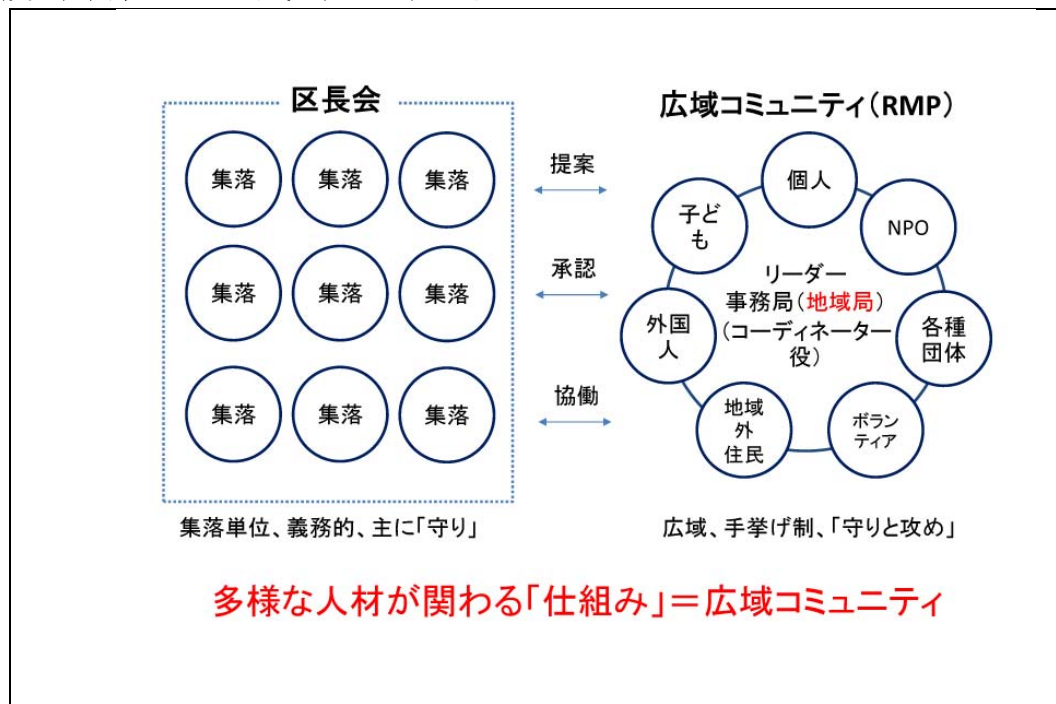
地域のあり方は大きく変化してきています。集落が行ってきた共同活動や平時有時の助け合い、個人が行ってきた農地や山林の保全などが、高齢化や人口減により難しくなり、耕作放棄地や空き家が増加するなど、様々な問題が目に見えて現れてきています。これまで以上に住民同士の見守り、助け合いが重要視され、多様な人材が参画する地域活動が必要になっています。

1. 住民主体のまちづくり

町では、平成 30(2019)年度から地域共生社会づくりに向けて様々な取り組みを行ってきました。防災や地域づくりなど、引き続き「行政が行うこと」「行政と住民が協働で行うこと」「住民自ら行うこと」をそれぞれの立場から主体的に考えていただき、多様な人が関わり合う活力のある地域づくりを進めていきます。特に住民と行政のかかわり方については、行革推進法第2条の「地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること」に該当するものとして、第4次大綱から引き続いて本大綱でも取り組みます。

また、その活動を安定的かつ円滑なものとするため、多様な人材が存分にその能力を発揮し「やりたい事を出来る範囲で」参画できる、集落の枠を越えた広域コミュニティ (Region Management Plaza=RMP)*を設置し、改良を加えながら運営し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

(図7) 広域コミュニティ (RMP) のイメージ



*RMP：広域コミュニティ「Region Management Plaza」の略称。一般的にはRMO「地域運営組織 (Region Management Organization)」として、中山間地や過疎地などで、暮らし、生活機能の面で、地域が生活機能が成立しない状況に至るまで

に、生活機能を支えるため総合生活支援サービスを展開するコミュニティ組織。地域で暮らす人々が中心となって形成する。

多可町では、各区のプラザ（地域局）を拠点として活動を立ち上げており、「RMO」ではなくあえて「RMP」とする。

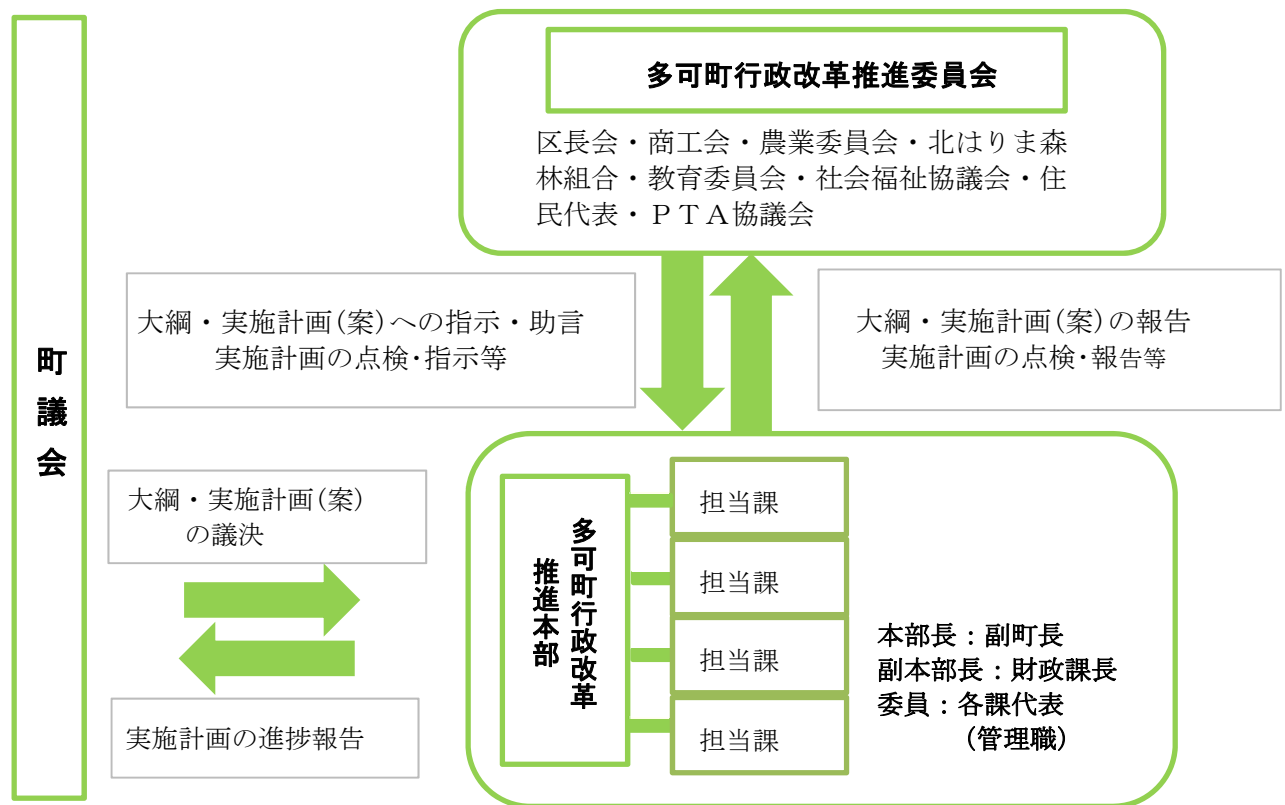
2. 情報の共有体制の充実

住民のまちづくりへの参加意識を醸成するには、住民と行政が共にまちづくりについて考え、共に行動することが重要です。広報誌やたかテレビ、SNSやホームページ、防災行政無線など、複数の媒体の費用対効果を分析し、行政情報を正確に分かりやすく発信し、情報共有し、皆さんの意見・提案を求め、協働のまちづくりを推進します。

●推進体制

行財政改革の推進は全庁で取り組む必要があるため、副町長を本部長とする「多可町行政改革推進本部」において計画の進捗を管理します。毎年取りまとめた実施計画の実績は、各種団体の代表者で構成する「多可町行政改革推進委員会」で点検したうえで、議会へも報告します。

(図8) 推進体制図



●参考資料

行政改革とは

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法） 抜粋

H18. 6. 2 号外法律第 47 号

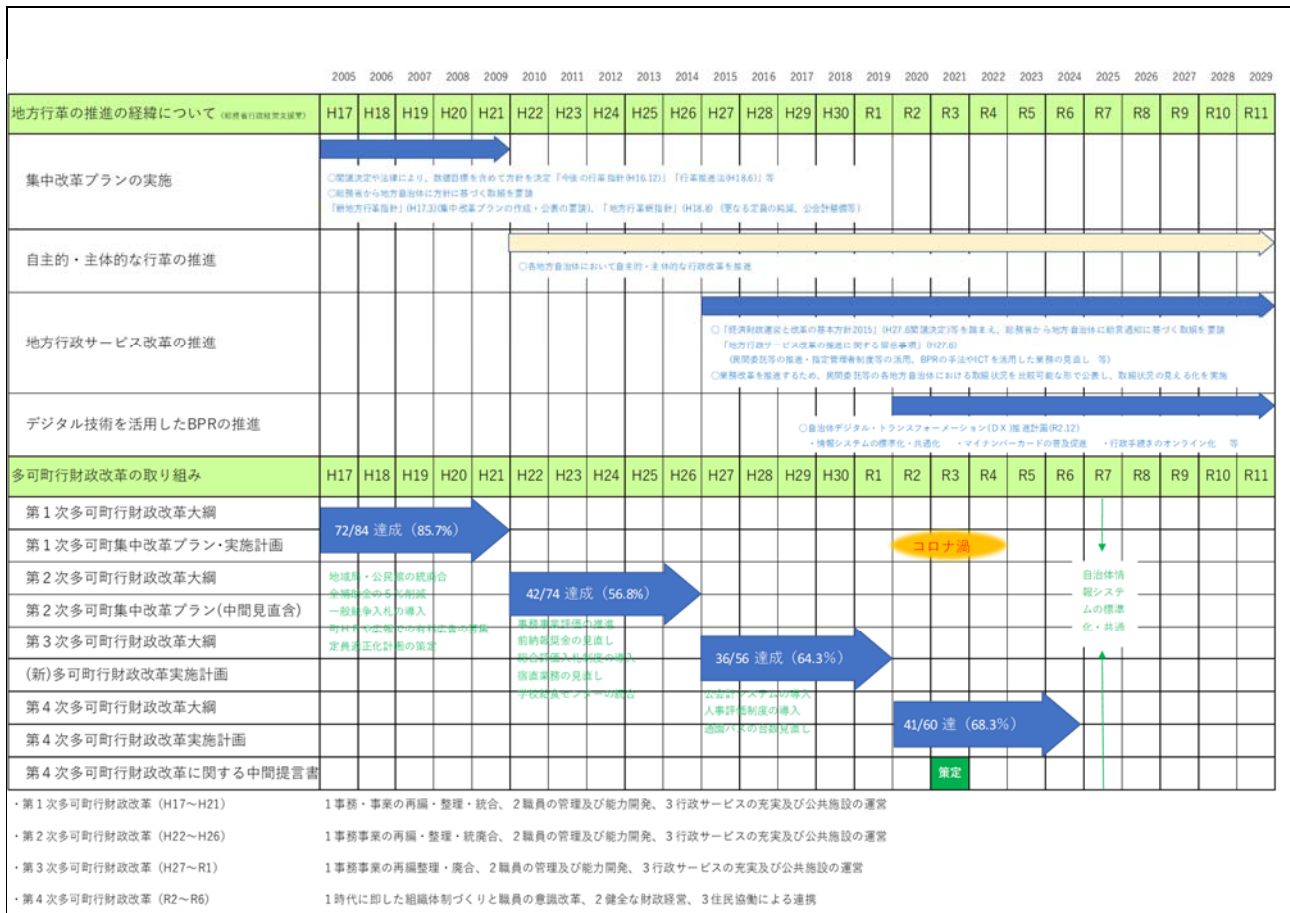
（基本理念）

第 2 条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠であることにかんがみ、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

これまでの取組



補助金・負担金見直しの指針

※第4次行政改革大綱

判定基準

(1) 妥当性

- ・住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるもので、特定のもののみの利益に供することのないこと。
- ・補助金の交付に関して効果が認められること。
- ・町の方針として、積極的に推進しようとする事。
- ・行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
- ・受益者が特定のものに偏らず、町民等の間に不公平が生じないこと。

(2) 明確性

- ・事業活動の目的・視点・内容等が社会、経済情勢に合致していること。
- ・原則として事業に対する経費を対象とすること。

(例：団体の交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費、飲食費等は対象としない。)

(3) 適格性

- ・団体等の会計処理及び使途が適切であること。

- ・団体等の決算における繰越金または剰余金が、補助金の額を超えていないこと。
- ・団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- ・補助対象の範囲及び内容に対し、補助率、補助単価等の数値基準を明確にし、補助金の交付額を決定していること。
- ・近隣自治体と比較して交付額が適正規模であること。

(4) 終期設定

- ・補助金の実効性を確保するため、全ての補助金の補助期間は、原則３年を限度とする。
- なお、期間終了後の補助金交付の取扱いについては、再度、検討するものとする。
- ただし、国や県の制度によるものは、その補助期間の終了をもって終了とする。

判定結果

(1) 継続すべきもの（※ 継続すべき事業についても、財政健全化の観点から減額に努めること。）

- ・「補助金の交付基準」に適合し、補助の必要性が認められるもの
- ・法令等により町が補助することが義務付けられているもの
- ・国県補助金を財源の一部としている事業のうち、町の負担が義務的であるもの
- ・他市町等との協議等により町の負担が決定しているもの
- ・建設費等に対する補助で、契約書等により町の負担が決定しているもの

(2) 減額すべきもの

- ・団体等の決算における繰越金又は剰余金が、補助金の額を越えているもの
- ・補助対象にすべきでない経費（交際費、慶弔費、懇親会等の飲食費、調査研究に関わる事業等のうち直接事業に関わらない視察旅費等）
- ・団体の運営・育成的補助金で、会費の徴収等自主財源の確保に努めていないもの
- ・補助率が必要以上に大きいもの等

(3) 廃止すべきもの

- ・施策の普及、浸透等により、補助目的が達成されているもの
- ・社会情勢の変化に伴い、町の施策が目指す目的・視点・内容と適合しなくなっている、もしくは、公益上必要性及び事業効果が薄れているもの
- ・長期にわたり継続補助しているものの、目的が十分達成されていない等の事業効果が不明確、または、乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの
- ・団体等の会計処理、補助金の使途が適切でないもの
- ・その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業、または基準が明確でない事業に対して補助するもの等

(4) 改善すべきもの

- ・補助の必要性はあるが、改善すべき事項があり見直しを必要とするもの
- ・類似目的の補助金があるもの（整理統合を検討）
- ・補助金としてではなく、町の直接経費で計上すべきもの
- ・国・県の補助制度を活用できるもの等

受益者負担の適正化指針

※第4次行財政改革大綱

第4次大綱では、公共施設の使用料については、受益者負担の公平性・公正性の観点から、政策的に推進する場合等の特例的措置の適用を除き、受益に係る費用を原価計算により算出し、サービスの性質に対し、公共性と収益性の観点から適切な負担割合を設定しています。

また、次に掲げるサービスについては、サービスの質等によって、統一的な設定基準を適用すべきでないもの、又はできないものがあることから、統一的な負担基準から除外し個別に検討します。

- ・基準や算定方法が法令等で定められているもの（義務教育、図書館の利用、地方公共団体の手数料の標準に関する法令など）
- ・国県の機関が算定している経費を基に定めているもの（保育料など）
- ・広域的な観点から、近隣自治体等と共同で統一した負担額または算定方法が定められているもの
- ・公営企業等独立採算を基本とした長期収支見通しに基づき算定されているもの（水道料金、下水道使用料等）

第5次多可町行財政改革大綱

多可町役場 財政課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

TEL. 0795(32)4771

〈第5次〉多可町行財政改革実施計画(案)

(令和7年度～令和11年度)



多 可 町

多可町行財政改革実施計画(R7～R11年度)の取り組み項目

スケジュール	
検討	実施方法の検討
一部実施	一部改革実施
実施	改革の実施

I. 時代に即した行政組織

1. 職員配置の適正化

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
I-1-(1)	1	適正な定員管理 の促進	総務課	・持続可能な職員構成とする。 ・会計年度任用職員制度や定年延長の検討等を踏まえ、最大の効果が得られるよう定数の適正化を行う。	・職員数:207人(派遣4人を含む) ・新規採用者4人+再任用(在籍者数)14人	・職員数:208人(派遣4人を含む)	実施	実施	実施	実施	実施	R11 定年延長 (予定)14 人
I-1-(2)	2	人材確保	総務課 全課	・民間登用や中途採用を含め、適切かつ能力のある職員の登用を図る。多様な任用形態を活用し、特定の業務や行政課題に対応できる人材を確保する。 ・内定辞退者の抑制、新規採用職員の定着を図る。 ・会計年度任用職員採用に際しては、業務量の明確化と量に応じた人員配置を行う。	・新規採用 4人 ・会計年度任用職員 234人 (フルタイム7人、パートタイム227人)	・新規採用 5～6人 ・会計年度任用職員の適正配置	実施	実施	実施	実施	実施	
I-1-(3)	3	各種委員会・審議会等の見直し	総務課 各課	R7からの指針に基づいて審議会の見直しを図る。 (R6案:審議会等の共同開催、多様な世代の参画、審議会等の公開及び会議録の公表)	・委員会・審議会等によって報酬にばらつきがある。 ・審議会への女性の登用 21.3%	・審議会等の設置・運営にかかる統一のマニュアルを作成する。 ・審議会への女性の登用 30%以上	検討	実施	実施	実施	実施	

2. 職場環境の整備・職員の能力開発

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
I-2-(4)	4	働きやすい職場 づくり	総務課 全課	・時間外勤務の縮減による総人件費の抑制とワークライフバランスの推進・働きやすい職場づくり。 ・窓口開庁時間を見直す。 ・育児・介護と仕事の両立を支援するための環境整備を行う。	・平均年次休暇の取得日数 12.1日 ・管理職への女性の登用34.3% ・時間外勤務時間63時間/人/年	・平均年次休暇の取得日数 12日以上 ・管理職への女性の登用35%以上 ・時間外勤務時間80時間/人/年以内 ・窓口開庁時間の見直し	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	実施	
I-2-(5)	5	人事評価制度の 運用	総務課 全課	・評価の客観性、公平性を確保し、公正な人事評価制度を運用する。 ・コミュニケーションの活性化を図り、人材育成ツールとして活用する。	・人事評価の結果が勤勉手当に反映されていない。 ・評価者のスキルが不足している。	・人事評価の結果を勤勉手当等、任用、給与、分限、その他人事管理の基礎とする。 ・人事評価制度を人材育成ツールとして活用する。	検討	検討	検討	検討	実施	
I-2-(6)	6	人材育成の推進	総務課	・専門人材の育成に配慮した人員配置を行う。 ・研修内容のブラッシュアップを図る。	・職場外研修参加者91人 ・職場(庁内)研修参加者579人	・職場外研修参加者120人 ・職場(庁内)研修参加者610人	実施	実施	実施	実施	実施	

3. 市町連携の推進

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
I-3-(7)	7	広域行政事務等の推進	総務課 企画秘書課 定住推進課 生涯学習課 税務課 住民課 生活安全課 健康課 福祉課 ふくし相談支援課 産業振興課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育総務課 学校教育課 こども未来課	【西脇多可行政事務組合】新ごみ処理施設供用開始までに事務局がスムーズに運用できるよう準備する。 【定住自立圏】それぞれの協定及びビジョンに基づいて、事務事業の連携を継続的に進める。	【西脇多可行政事務組合】 ・新ごみ処理施設の運営体制を検討中。 【北はりま定住自立圏共生ビジョン】 【北播磨広域定住自立圏共生ビジョン】 進捗の遅い項目がある。	【西脇多可行政事務組合】 ・みどり園事務局体制の確立 【北はりま定住自立圏共生ビジョン】 【北播磨広域定住自立圏共生ビジョン】 ・事業達成状況の向上	検討	実施	実施	実施	実施	
I-3-(8)	8	市町連携事務による効率化	企画秘書課 財政課 税務課 住民課 ふくし相談支援課 上下水道課 学校教育課	・引き続き共同購入、共同実施及びその研究を行う。 ・人材育成に関する県の研修に積極的に参加する。 ・国保の一本化に備えて事務事業を整理する。	・各課で実施、検討中	・特に共同利用・共同調達の分野で実施につなげる	検討	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	

Ⅱ. 持続可能な財政経営

1. 持続可能な財政運営

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅱ-1-(9)	9	中長期の計画的な財政運営	財政課 全課	・交付税措置のある有利な起債を優先して借りる。 ・設置目的を果たした基金を整理統合する。 ・一般財源予算額をR11までの5か年で250,000千円程度に削減する。 ・地域活性化基金に占める債券等(国債・地方債等)の割合を増やす。	・歳出総額1 2,319,882千円(決算) ・義務的経費のうち公債費1,382,000千円 ・地域活性化基金に占める債券等の割合 40.0%	・当初予算の財政調整基金繰入れを4億円以下にする。 ・一般財源予算額をR11までの5か年で2億5千万円程度削減する。 ・有利債を活用することで普通交付税において2千万円／年の増額を図る。 ・地域活性化基金に占める債券等の割合 100%	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
Ⅱ-1-(10)	10	計画に基づいた事業運営	各課	・計画等の形式によらざるを得ない場合は、 ①関連する既存の計画等との統廃合を図る。 ②既存の計画等への内容の追加によって対応する。	・計画数 56	・計画数を減らす。	実施	実施	実施	実施	実施	
Ⅱ-1-(11)	11	事務事業評価の推進	財政課 全課	・「住民の満足度の高い行政サービス提供」と「行政の透明性と説明責任」、「職員の意識改革」を目的に事務事業評価を行う。 ・町独自施策を中心に対象事業を絞り込んで実施する。	事務事業評価判定結果 A評価(計画どおりに事業を進めることが適当)17 B評価(事業の進め方の改善の検討)17 C評価(事業規模・内容・主体の見直し検討)5 D評価(事業の統合・休廃止の検討)0	・判定結果どおりに事業の見直しを行う。	実施	実施	実施	実施	実施	

2. 財源の確保

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅱ-2-(12)	12	債権管理	財政課 定住推進課 税務課 福祉課 上下水道課 教育総務課 こども未来課	・口座振替を推奨する。 ・適切な徴収を行う。 ・計画的な不能欠損処理を進める。	住宅使用料（現）99.96%（過）35.90% 駐車場使用料（現）100%（過）100% 町税（現）99.26%（過）26.32% 国保税（現）96.36%（過）22.58% 介護保険料 （現）99.84%（過）32.55% 後期高齢者医療保険料 （現）99.67%（過）50.45% 住宅改修資金貸付金 （現）－（過）0% 住宅建設資金貸付金 （現）－（過）3.76% 学校給食費（現）100%（過）－ 保育所保育料（現）－（過）20.47% 放課後児童健全育成事業負担金 （現）100%（過）－ 水道料金（現）98.84%（過）42.04% 下水道使用料 （現）98.66%（過）47.33% 上下水合算 （現）98.76%（過）44.18%	・徴収率の向上 ・未収金の縮減 ・徴収事務の徹底 ・債権の適正管理	実施	実施	実施	実施	実施	（現）…現 年度分 （過）…過 年度分
Ⅱ-2-(13)	13	多可町ふるさと応援寄附金等の推進	商工観光課 企画秘書課	・積極的な取り組みを継続する。 ・町内事業所へ働きかけ、返礼品登録を推進する。 ・総合戦略に掲げる事業等について、広く企業に賛同を得られるようPR活動を行う。	・16,162件 ・315,467千円（企業版ふるさと納税含む）	・300,000千円（企業版ふるさと納税含む）	実施	実施	実施	実施	実施	
Ⅱ-2-(14)	14	公共施設使用料等の見直し	総務課 生涯学習課 健康課 商工観光課 教育総務課 こども未来課	・使用料を支払いやすい仕組みづくりを検討する。 ・施設使用料については、適正な受益者負担を求めるよう検討する。 ・体育施設については、町外利用者の使用のあり方を検討する。（学校教育施設・商工観光関係施設は除く）	・施設使用料 23, 533千円	・利用者の利便性を図る。 ・施設使用料を増やす。	検討	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	

3. 公共施設等の適正な管理・運営

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅱ-3-(15)	15	普通建設改良費の抑制	総務課 企画秘書課 財政課 定住推進課 生涯学習課 生活安全課 健康課 福祉課 産業振興課 商工観光課 建設課 建設プロジェクト課 上下水道課 教育総務課 学校教育課 こども未来課	・優先順位をつけて、必要性、緊急性、集落間の公平性をもとに実施する。 ・集落要望・大型プロジェクト除く建設事業についてはR5の水準に留める。	・普通建設事業費における一般財源等の額 2億91,61万8千円 ・起債借入額(町債)12億9355万円	・普通建設事業費における一般財源等の額 2億円以内 ・起債借入額 10億円／年以内	実施	実施	実施	実施	実施	
Ⅱ-3-(16)	16	公共施設の運営管理	生涯学習課	・施設の経営状況を分析し、民間活力を導入し、住民の利便性が向上できる運営方法を積極的に導入する。	・施設管理委託料 16,709,945円 ・指定管理料 20,300千円	・施設管理委託料の見直し 1,670万円以下 ・指定管理料の見直し ・リモートキーボックス導入施設の増加	一部実施	実施	実施	実施	実施	
			健康課	・診療所については経営状況のモニタリングを続ける。	・松井庄診療所 年間受診者(延人数)5,561人 等 施設管理委託料 0円	・松井庄診療所 現状維持	実施	実施	検討	実施	実施	
			商工観光課	・施設の必要性を明確にした上で、経営状況を分析する。 ・経営改善が見られない施設については、公募により指定管理者の見直しを図る。 ・管理委託する施設の開館時間、管理人常在を見直す。	・指定管理料74,600千円 ・施設管理委託料 7,812千円	・指定管理者施設経営状況の公開 ・指定管理料の見直し ・施設管理委託料の見直し	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
Ⅱ-3-(17)	17	公共施設のLED化	財政課 各課	・公共施設のLED化の方針を決定し、実施する。	・交換必要施設 188施設(倉庫・トイレ含む)	・R7に更新の方針を決定し、LED化を行う。	検討	実施	実施	実施	実施	

Ⅱ-3-(18)	18	公共施設マネジメント	財政課 生涯学習課 福祉課 商工観光課 建設プロジェクト課 こども未来課	・学校の跡地活用については、地域の活性化に向けた新たな拠点となるよう有効活用を図る。 ・使用貸借施設については、意向確認を行い売却を検討する。 ・町有財産で利用予定のないものについては、積極的に売却等を推進する。 ・廃止、取り壊し対象施設について、譲り受け希望のない場合は速やかに取壊しを行う。	【貸付中の施設】8施設 稲荷コミセン、マイスター工房八千代、加美特産品開発センター、中地域交流物産館「夢蔵」、介護支援センター（ヘルパーステーション）、旧ハーモニーパーク、青雲の家、旧八千代北小学校、旧八千代西小学校	・学校跡地の円滑な活用 ・公共施設の再配置計画の策定・実行 ・使用貸借施設及び町有財産の売却を増やす	検討	一部実施	実施	実施	実施	
			定住推進課	・公営住宅長寿命化対象の団地については、長寿命化工事を計画的に実施するとともに、不要となる住宅については用途廃止を行う。 ・用途廃止住宅入居者への転居斡旋を定期的に行っている。退去後は計画的に除却する。	・住宅管理戸数 332戸	・住宅管理戸数 291戸 ・維持管理委託のあり方の検討	実施	実施	実施	実施	実施	
			財政課 建設課 商工観光課 教育総務課	・公共施設等の耐用年数による計画更新を行うとともに、施設点検マニュアルにより予防保全型維持管理を実施する。 ・施設の耐用年数に応じて更新の優先順位を付け、財政見通しと連動させて施設の長寿命化を行う。	・有形固定資産減価償却率（資産老朽比率）（R4数値） 74.4%	・有形固定資産減価償却率（資産老朽比率） 現状維持（R10数値）	検討	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	

4. 事務事業の効率的効果的な実施

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅱ-4-(19)	19	補助金の見直し・各種事務局の見直し	関連各課	・補助の趣旨を考え、補助金・負担金見直しの方針に基づいて継続的に見直しを行う。	・その他補助金額 838,650千円	・要綱期限を厳格に運用する。 ・行政が事務局である団体について事務局を見直す。 ・その他補助金額 8億円以内とする。	検討	実施	実施	実施	実施	
Ⅱ-4-(20)	20	イベント・ソフト事業の見直し	生涯学習課 生活安全課 産業振興課 商工観光課 こども未来課	・参加者数の減少がみられるものは、開催方法等を工夫検討する。 ・隔年開催や複数イベントの同時開催などを検討する。 ・他団体開催で住民への動員を伴うものは、可能な限り負担減につながるよう各課で働きかけを行う。 ・事業の持つ役割や効果を検証し、見直しを行う。	・イベント経費総額 14, 329千円	・イベントの統合、廃止等を検討する。 ・イベント経費総額 14, 000千円以内	検討	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
Ⅱ-4-(21)	21	地域交通	企画秘書課 財政課 福祉課 学校教育課	・公共交通としてのバス路線は維持する。 ・バスのダイヤ改正に合わせて、2つのタクシー券の一本化を検討する。 ・交通空白地に対するライドシェアを検討する。	・公共交通利用者(R4) 396人／日 ・タクシー利用助成交付世帯 252世帯 福祉タクシー券交付者949人 利用枚数 15,353枚 外出支援サービス利用件数545件 登録者数20人	・公共交通利用者(R10) 385人／日 ・タクシー券の統合を検討する。 ・ライドシェアの実現を目指す。	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	

Ⅱ-4-(22)	22	健診・予防接種、健康づくり事業の見直し	健康課 住民課 ふくし相談支援課	・任意予防接種について、助成が必要な方に助成できるよう補助率や対象条件等の見直しを行う。 ・定期予防接種の自己負担額の見直しを継続して行う。 ・町ぐるみ健診の実施体制の見直しを行う。 ・健診は受診しているが、早期治療につながない受診者のフォローが必要	・はつらつ健診は日赤で実施。まちぐるみ健診は委託。	・自己負担額の見直しを検討する。 ・町ぐるみ健診の体制を確立する。 ・健診受診後のフォロー体制を確立する。	検討	実施	実施	実施	実施	
Ⅱ-4-(23)	23	障害者福祉年金の見直し	福祉課	見直しに向けて検討する。	受給者1,388人(所得制限なし) 15,034千円	障害者福祉年金を見直す。	検討	実施	実施	実施	実施	
Ⅱ-4-(24)	24	子育て支援策の改善	健康課 こども未来課	・こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の連携による子育て世帯への一体的な支援を行う。 ・ファミリー・サポート・センター事業の利用者増を図る。 ・子育てアプリや子ども関連事業については必要な施策を改めて選別し、速やかな事業展開を行う。	・本庁とアスパルに担当がある。 ・ファミリー・サポート・センター利用者 7人 会員数 49人 利用者支援事業相談件数 53件 ・母子手帳アプリ運用中。予防接種アプリは開発中。 アプリ登録者数:284	・こどもサポートセンター(こども家庭センター)において一体的な支援を行う。 ・ファミリー・サポート・センターの利用券配布やおねがい会員とまかせて会員の交流を図る。 ファミリーサポート利用者 30人 会員数 増 利用者支援事業相談件数 増 ・母子手帳アプリと予防接種アプリの運用を検討する。 アプリ登録者数:20件／年増	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	

5. 公営企業等の経営健全化

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅱ-5-(25)	25	水道経営健全化の推進	上下水道課	・水道施設重点整備計画(R3)に基づいた効率的かつ計画的な管路更新。 ・人材確保と育成を行い、近隣事業者や民間事業者と連携する。DXによる生産性向上とマニュアル類の整備に努める。 ・広域連携による水道資材等の共同購入を推進する。 ・民間活用について、効果や課題を整理し、業務範囲、業務委託等について調査研究する。	・有収率78.7% ・有形固定資産減価償却率 69.55% 管路経年化率 19.76% ・一般財源繰入額 720,000円	・有収率の向上を図る。 ・有形固定資産減価償却率は資産更新による上昇を図る。 ・管路経年化率は管路更新による上昇を図る。経営戦略に掲げる方針に基づき更新する。 ・一般財源繰入額は繰入基準以下を維持する。	実施	実施	実施	実施	実施	
Ⅱ-5-(26)	26	下水道経営健全化の推進	上下水道課	・適切な下水道施設の改築更新・既存施設の予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築を行う。既存施設の点検調査による機能診断結果を基に、費用の平準化を図りながら、計画的・効率的に下水道施設の改築更新を進める。 ・耐震化については、改築更新事業など他の事業スケジュールと調整し、かつ費用の平準化を図りながら進める。 ・汚水処理費の削減と使用料収入の確保に努め、一般会計の負担の軽減を図る。	・経費回収率 (公共)103.55% (特環)112.28% (農集)109.82% ・一般財源繰入額 16,453,000円	・経費回収率は(公共)(特環)(農集)とも100%以上を維持する。 一般財源繰入額は繰入基準以下を維持する。	実施	実施	実施	実施	実施	

Ⅱ-5-(27)	27	特別会計の事務改善	住民課 健康課 福祉課 ふくし相談支援課	・国保保健事業の見直し、整理を実施し、兵庫県国民健康保険団体連合会の事業統合に備える。 ・健康づくり事業、介護予防事業の費用対効果を検証する。	・国民健康保険 特定健康診査等事業費 13,357千円 保健衛生普及費 5,344千円 計18,701千円	・国民健康保険 特定健康診査等事業費・保健衛生普及費を合わせて△1, 000万円減額する。	検討	実施	実施	実施	検討	
			教育総務課	・高騰した米・パン・食材等の材料費に、国からの交付金等を充当し学校給食費の据え置きを行っている。無償化については国への要望を続けるが、今後、学校給食費の適正化を検討する必要がある。	小学校240円/食 中学校270円/食 高校300円/食予定(牛乳なし) 歳出77,999,024円 歳入のうち給食費74,707,757円	・学校給食費の適正化を検討する。	検討	実施	実施	実施	実施	
			健康課	・安定的な医師の確保。	・松井庄診療所: R5から指定管理 ・杉原谷診療所: 直営 ・八千代診療所: 直営	・安定した地域医療を提供する。	検討	検討	検討	検討	検討	

Ⅲ. DXの推進

1. 窓口改革

実施 計画 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅲ-1-(28)	28	全庁的なDXの推進	企画秘書課 全課	・職員のDXへの知識や理解を深める研修等を通して、デジタル人材を育成し、デジタル時代に行政サービスが提供できる組織体制を確立する。 ・システム事業費については、ICTアドバイザー等を活用し、精査する。 ・住民の利便性の向上と、費用の縮減との均衡を図る。 ・複数業務の一括業務委託の検討。 ・パブリッククラウドサービスの利用。	・デジタル人材育成研修 1 ・アナログ規制 有 ・マイナンバーカード交付率 83.83% ・オンライン申請手続き数 50 ・コンビニ+簡単窓口交付数 8,056件 ・窓口証明発行件数 11,457件	・デジタル人材育成方針を確立する。 ・アナログ規制をなくす。 ・マイナンバーカード交付率を上げる。 （ほぼすべての住民が取得） ・住民が自宅から用事を済ますことができる体制の構築を目指す。 ・オンライン申請の利活用項目を増やす。 ・AI・RPA導入可能業務の検証を行う。 ・システム経費の抑制を検討する。	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
Ⅲ-1-(29)	29	行かない窓口・相談窓口	企画秘書課 生涯学習課 全課	・行かない窓口を進める。 ・スマート申請等でオンライン化を図る。 ・使用料・手数料のキャッシュレス決済の拡充。 ・補助事業等で住民票を添付することを求めず、本人同意の書式に代える。 ・リモートロック導入施設を増やす。 ・デジタルデバйд対策の充実。	・kintoneによる作成ツール数 0 ・スマート申請手続き数 50 ・リモートロック導入 7施設 ・高齢者へのスマホ研修 10回×7人	・kintoneによる作成ツール数 50 ・スマート申請手続き数 100 ・リモートロック導入施設を増やす。 ・高齢者へのスマホ研修を推進する。	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
Ⅲ-1-(30)	30	オープンデータの推進	企画秘書課 税務課 産業振興課 商工観光課 建設課 上下水道課	・公開型GISを活用し、利用者の利便性を図る。現行のデータに加え、公開型GISを活用した情報提供を推進する。 R7から上下水道情報、地番参考図、認定路線網図、防災情報、バス情報、観光情報、地形図を公開。以後提供情報を増やしていく。	・ホームページ公開データ 9種類 ・地番図公開 ・来客数 【建】地形図(白図)等コピー 318件／年 【税】地番図の閲覧 51件／年 【水】給水工事設計審査・材料検査及び竣工検査数22件／年 上記調査 22件超／年	・公開データ種類を増やす。 ・公開型GISを利用した情報提供項目を増やす。 ・閲覧のみの来客数を減らす。	実施	実施	実施	実施	実施	

Ⅱ-1-(31)	31	医療・介護DX	企画秘書課 住民課 福祉課 ふくし相談支援課 健康課 こども未来課	・子ども用の予防接種アプリを成人用に拡充。マイナ保険証に利用率上昇と併せてアプリをPMHと連動する。 ・まちぐるみ健診について、予約・申込み・受診日のお知らせ・問診までをデジタル上で完結する仕組みにする。 ・介護事業におけるケアマネージャー業務のデジタル化(R6:AIを活用したケアプラン作成の実証実験中)。 ・障害者・生活困窮者との相談業務のデジタル化。	・子ども用の予防接種アプリを導入	・まちぐるみ健診について、予約から問診までをデジタルで完結する仕組みを構築する。 ・予防接種受診勧奨をデジタルで実施。 ・AIを活用したケアプラン作成システム導入を目指す。	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
----------	----	---------	--	---	------------------	--	------	------	------	------	------	--

2. 業務効率化

大綱 体系 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅲ-2-(32)	32	ペーパーレス化	総務課 会計課 企画秘書課 生活安全課 生涯学習課 全課	・全庁でオンライン通知を増やし、郵便物の送付を減らす。 ・住民への会議開催通知等を電子化する。 ・庁舎内会議においてもタブレットを利用できる体制づくり。	郵便 313,924通 郵便料金 (一般)31,971,288円 (公営企業)700,000円 コピー代指定納品業者支払 8,443,540円(公営企業含む)	・郵便物の送付を5年間で1割減らす。 ・郵便料金を減らす。 ・コピー代指定納品業者支払を5年間で1割減らす。	実施	実施	実施	実施	実施	
Ⅲ-2-(33)	33	出納業務の効率化	会計課 全課	・金融機関への口座振込手数料を抑制する。 ・個人への振込は交付決定通知に振込日を記載し、振込通知ハガキ送付を省略する。 ・定期的な収納が発生する費目については口座振替を推奨する。 ・収納業務についてはコスト面から口座振替を推奨する。	・支払日 一般3回／月・法人3回／月 ・振込通知数 8,350通 ・振込件数 36,539件	・R7から法人への振込は月1回とする。 ・振込通知数 7,492通 ・振込件数 32,240件	検討	実施	実施	実施	実施	
Ⅲ-1-(34)	34	校務の効率化	企画秘書課 学校教育課 教育総務課	・成績管理などの校務支援システム、学校事務システムについては導入済。今後、文部科学省が示す次世代校務DXを進めるため機能追加を図りながら業務効率化を推進する。 ・校務効率化についてはクラウド環境の活用が推進されていることから積極的に活用を進めていきたい。	・小中学校向け保護者連絡ツール導入。 ・電子押印や電子決裁などに対応したグループウェアを導入(R6)。教育委員会との連絡にチャットを利用。 ・学校経由の配布物が多く、学校からの通知が紛れてしまう。	・モニタリング結果に基づき、より具体的な改善策を検討する。 ・会議資料の事前配付などを徹底する。 ・PDFでの送付により、配布物の電子化を図る。	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
Ⅲ-2-(35)	35	事務改善	全課	・行革推進本部で全庁取組事項を定める。	－	・事務改善方針(別紙)を推進する。 既存の方針(補助金、施設使用料等)と合わせて、例年進捗の確認を行う。	実施	実施	実施	実施	実施	

Ⅳ. 地域共生社会の実現

1. 住民主体のまちづくり

実施 計画 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅳ-1-(36)	36	地域局業務の見直し	総務課 生涯学習課	・地域局の行政窓口としての役割を再整理し、地域局は地域共生社会づくりの拠点としての役割に転換していく。	・地域局は「地域共生社会づくり活動拠点」となり、各地域局長が地域共生社会づくりに係わっている。	・地域運営組織の運営支援を行う。	検討	実施	実施	実施	実施	
Ⅳ-1-(37)	37	地域共生社会の取り組み	総務課 生涯学習課 全課	・住民の参画と協働とともに、住民自らの実践活動を活性化し、地域の総合力を高める。 ・全集落がコークゼミ受講集落になるよう取り組む。 ・集落の垣根を越えた地域運営組織を立ち上げ、無理のない形で運営が出来るように支援を行う。	・コークゼミ受講集落 47集落	・コークゼミ受講集落 62集落 ・地域運営組織の立ち上げ(各区1組織)と安定的した組織運営を目指す。	検討	実施	実施	実施	実施	

IV-1-(38)	38	町土の保全	建設課 生活安全課 産業振興課 定住推進課 税務課	少子高齢化により、地域の維持管理が難しくなっているが、荒廃が進むことにより、災害時の被害が大きくなるなどし、復旧に多額の費用が掛かる恐れもある。集落のみならず新しい担い手を育て、無理のない保全を図る。 ・河川環境の維持については現状制度の継続を目指す。 ・R6に各集落において、未来の農地管理の設計図となる「地域計画」を作成。担い手に農地を集約し、地域で農地を保全する。 ・中山間地域等直接支払制度(第6期)(R7～11)、農地水管理支払交付金(R7～11)対象地区によって、農地の機能を保全する。 ・空き家バンク登録を促すことによって、空き家の増加を予防する。 ・相続放棄物件の処理方針を作成する。	・河川清掃協力 56集落 ・地域計画：R6までに策定62集落 ・利用権設定(農地中間管理機構含む)がなされた農地の割合(累積) 23.5% ・中山間地域等直接支払交付金23集落24協定 ・多面的機能支払交付金 農地維持支払 60集落 共同活動 60集落 長寿命化活動 55集落 ・森林整備延面積 328ha／年 ・空家数 599戸 ・空き家バンク新規登録 36件 ・空き家バンク成約 19件	・河川清掃協力集落は現状維持を目指す。 ・地域計画の着実な実行を見守る。 ・利用権設定(農地中間管理機構含む)がなされた農地の割合(累積) 25% ・中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金は現状維持を目指す。 ・森林整備延面積 300ha／年の増加を目指す。 ・空家数 698戸(R10) ・空き家バンク新規登録 35.2件 ・空き家バンク成約 35.8件	実施	実施	実施	実施	実施	
IV-1-(39)	39	団体組織の見直し	総務課 生涯学習課 生活安全課 健康課 福祉課 産業振興課 商工観光課 こども未来課	・社会教育としての団体の自主的な活動は推進すべき。ただし補助金見直し基準により費用対効果を確認する。職員の事務補助は見直す。 ・団体の意向を確認しながら組織の再編等を検討する。	・補助団体数 43団体 ・補助金額 143,402千円	・団体の意向調査 ・組織の再編検討	検討	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
IV-1-(40)	40	企業誘致と創業支援	商工観光課 産業振興課 建設課 上下水道課 定住推進課	・工場誘致だけでなく、起業の促進やサテライトオフィス等の誘致も図る。	・参入企業1社 ・IT関連事業所支援補助金 1件 ・創業・起業支援補助金 5件	・参入企業1社 ・IT関連事業所支援補助金 1件 ・創業・起業支援補助金 5件	実施	実施	実施	実施	実施	
IV-1-(41)	41	学校の規模適正化	学校教育課 教育総務課 こども未来課	・地域の学校教育のあり方を考える会を設置し、望ましい教育環境について検討する。 ・出生数、児童数、学級の人数、男女比などを注視し、校長会やPTAと継続して学校のあり方について協議していく。 ・中学校の運営コストの検証を行う。	・3中学校、5小学校 ・R8 多可中学校開校	・小学校の規模適正化を検討する。	検討	検討	検討	検討	検討	
IV-1-(42)	42	部活動の地域展開	学校教育課 生涯学習課	・R8年度に向けてスムーズな地域展開を目指す。 ・学校長・PTA・スポーツ・文化団体代表・有識者での検討会議を実施。現在活動中の部活動に加え新たな種目を発掘する。	・部活動参加生徒数365人・参加率80%	スポ・カルたかの公認種目を20種目にする。 ・全生徒の加入率80%を目指す。	一部実施	実施	実施	実施	実施	

2. 情報の共有体制の充実

実施 計画 区分	NO	取組項目	担当課	取り組み方針	現状(R5)	目標(R11)	スケジュール					備考
							R7	R8	R9	R10	R11	
Ⅳ-2-(43)	43	住民との情報共有	全課	・政策に関する情報発信の方法を検討する。 ・体験や感動を共有した住民の共同参画による情報発信に切り替える(R6～)。	・政策に関する情報発信の方法を検討する。 ・体験や感動を共有した住民の共同参画による情報発信に切り替える(R6～) ・インスタフォロワー数 4,381人	・わかりやすい政策情報を提供する。 ・インスタフォロワー数を増やす。	実施	実施	実施	実施	実施	
Ⅳ-2-(44)	44	防災時の広報のあり方	企画秘書課 生活安全課	・災害時は防災行政無線とたかテレビL字放送、HP等で対応しているが、防災行政無線について費用対効果の検証が必要。引き続き防災無線を利用するのか、別のツールに変更するのか、R12までに検討する。	・たかテレビ(L字放送・文字放送)、HP、LINE ・防災行政無線、エリアメール、ひょうご防災ネット	・防災無線のあり方について検討する。	検討	検討	検討	検討	検討	
Ⅳ-2-(45)	45	たかテレビのあり方	企画秘書課	引き続き効率的な運営体制について多可町テレビ放送番組等審議会での適切な運営体制について協議していく。 ・個人情報保護の観点から、コンテンツのあり方についても今後検討を要する。	・たかテレビ運営経費 77,067千円	・適切な運営体制について協議していく。	検討	検討	検討	検討	検討	